

転入・定住費用について

子育て世帯以外は

基本額
上限 **10** 万円補助

子育て世帯は

基本額
上限 **15** 万円補助

最大
35 万円補助



さらに

- ・若者
- ・孫ターン
- ・三世帯同居等

に該当する場合は

加算 あり

高知市へUIターンし、**就職・転職**する方を支援します！

高知市UI孫ターン 支援事業費補助金

令和6年4月1日以降に高知市へ移住された方が対象

補助金額

10万円～最大35万円（世帯構成や加算要件により異なります）

注意事項

- ・ 詳細な対象要件等については、裏面（または高知市ホームページ）をご確認ください。
- ・ 高知市にUIターンし、高知県内の企業等に就職・転職する方の転入・定住費用を補助します（転勤、出向、研修等に伴う勤務地の変更や行政機関への就職は対象外です）。なお、転入日より前に高知市へ移住相談を行っていない場合は、対象外となりますので、ご注意ください。

申請手順

① 高知市移住相談窓口へ移住相談(転入前)



上記の移住相談フォーム（または下記の電話・メール・オンライン相談等）から、補助金の利用意思（氏名・連絡先等を含む）や知りたい情報を相談

補助金申請用
移住相談フォーム



② 高知市へUIターン



転入届出時に、転入者限定アンケート調査に回答する

③ 補助金申請



就業し、転入日から1年以内に補助金申請



高知市役所 移住・定住促進課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号（高知市役所本庁舎3階）
TEL：088-823-8813 mail：kochi-life@city.kochi.lg.jp

オンライン相談
申込ページ



こうちらいふ
ホームページ



補助対象者（下記の全ての要件を満たす方）

- (1) 令和6年4月1日以後に、本市へUIターン（※1）を行っていること。
- (2) 補助対象者が就職・転職（※2）のために、本市へUIターンを行っていること。
- (3) UIターンを行う前に、本市移住相談窓口へ移住相談を行ったことがあること。
- (4) 補助金申請日において、本市での居住期間が本市への転入日から起算して1年以内であること。
- (5) 本市を生活の本拠とし、基準日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
- (6) 補助対象者又はその配偶者が、本市が指定する移住等に関する調査に回答していること。
- (7) 日本の国籍を有する者、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）第2条の2第1項に規定する在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- (8) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当していないこと。
- (9) 市税の滞納がないこと。
- (10) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと（申請者と同一の世帯に属する方も含む）。
- (11) 国、地方公共団体若しくは就職・転職先の企業等から、この補助金と同様の性格があると認められる補助・手当等を受けていないこと（申請者と同一の世帯に属する方も含む）。
- (12) 高知市二段階移住支援事業費補助金、高知市地方創生移住支援金若しくは結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けていないこと（申請者と同一の世帯に属する方も含む）。

※1 UIターン 高知県外から住民基本台帳の異動を伴う本市への転入を行うこと。

※2 就職・転職 県内企業（国、地方公共団体及び個人を除く高知県に本店若しくは主たる事務所又は支社等を有する事業者）に期間の定めがなく、かつ1週間の所定労働時間を20時間以上とする雇用契約により雇用されている者として就職・転職（転勤、出向又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用）していること。ただし、高知県に本店又は主たる事務所を有していない県内企業に就職・転職する場合においては、高知県内への勤務地限定型社員として採用されている場合に限る。

※補助対象要件や加算要件など、詳細は右記ホームページのフローチャートをご参照ください。



補助金額について

基本額上限

子育て世帯以外 10万円
子育て世帯（※3） 15万円



孫ターン加算（※3）
または
三世帯同居等加算（※4）
または
若者加算（※5）
に該当する場合



さらに /
加算あり

※3 孫ターン加算…補助対象者及びその配偶者のUIターンが孫ターン（本市に住民登録があり現に本市に居住している祖父又は祖母がいる者（本市の住民登録をしたことがない者に限る。）が、高知県外から住民基本台帳の異動を伴う本市への転入を行うこと）に該当すること。

※4 三世帯同居等加算…補助対象者が子育て世帯（高知県外に居住し、かつ、当該居住地の自治体に住民登録されていた世帯であって、本市への申請日において満18歳以下の子ども（出産予定を含む。）を扶養し、同居していること）の代表者であり、三世帯同居等（高知市内で、親世帯と子育て世帯が同一の住宅に住所を有し居住（同居）、または隣接する敷地にある住宅に住所を有し居住（隣居）、または親世帯と子育て世帯の住宅間の直線距離が概ね2km以内（近居）であること）に該当すること。

※5 若者加算…令和7年4月1日以後に本市へUIターンを行っており、かつ本市への転入日において満34歳以下である者。

補助対象となる費用

- ① 高知市への転入に係る荷物の運搬に要する費用
・引越し事業者への支払いに係るものに限る（宅配便は対象外）
- ② 定住に係る費用で次のいずれかに係る費用
・不動産取得時の建物に係る登録免許税（建物の名義人が補助対象者又はその配偶者である場合に限る）
・住宅の賃貸借契約に係る仲介手数料（契約者が補助対象者又はその配偶者である場合に限る）
- ③ 住宅に係る賃借料
・補助対象者が若者（※5）に該当し、かつ契約者が補助対象者又はその配偶者である場合に限る。

